

「つむぎ」の活用事例

～ 施設に入所するため、自宅を売却するとき ～

高齢の母が認知症になったご家庭を例として、家族信託があると、どのようにご家族の助けになるのかをご説明します。

ご家族構成

父の逝去後、ひとりで暮らしている母が70代も後半に差し掛かりました。母には、父から相続した自宅（家屋・土地）と、預金1,500万円の資産があり当面の生活には困りませんが、将来の介護の可能性も考え、同じ市に住む娘と、他県に住む息子は、今後のことを考え始めています。

母（76歳）

子供たちの負担にはなりたくない。介護施設に移るときは自宅を売って一時金に充てるわ。



息子（48歳）

将来、お母さんが認知症になったときの介護資金の備えを考えないと。



娘（46歳）

お兄さんが帰省した時に家族で今後のことを話したいわ。



想定される懸念

母が80歳を超えたあたりから、身体や判断能力の衰えで、銀行に行ってお金を引き出したり、買い物に出かけたりすることが少しずつ困難になります。

更に進んで85歳になり、認知症を発症したことから、一人で生活するのが難しくなり、介護付き有料老人ホームに入所します。

仮に、このような場合、家族信託の有無でどのように変わるのでしょうか。

家族信託がない場合

母が認知症になり、子供たちは施設への入所を検討します。事前に、息子が実家の売却について不動産会社に相談をすることに。すると、母の名義の不動産の売却は母の意思表示が必要と言われ愕然とします。

施設の入所費用に自宅の売却代金を充てる算段が外れて、母の預金から支払おうと、娘が自宅近く

の銀行の支店を訪れますが、銀行は認知症の人が持つ口座取引を制限しますので、引出しができません（いわゆる「口座凍結」という措置です。）。子供たちが分担して介護費用を立替えます。

家族信託で財産管理をしておく

ご家族の意向に添って、次のような家族信託を組成します。

- ・ 息子が受託者となり、母を委託者兼受益者とします。
- ・ 信託財産は、自宅（家屋、土地）と預金 500 万円。

母が 85 歳になり、判断能力が不十分で意思表示できなくなっても、受託者である息子は、信託契約に従って自宅の売却が可能です。

預金口座も信託されており、受け取った売却代金を、入所一時金の支払いに充てることができます。

月々の施設利用料や日用品等の費用も、信託財産の中から支払うことができます。

息子も娘も、自分たちの子供の教育費用などで自身の家計に余裕がない時期であり、こうした費用の立替えがなかったことが、大きな助けになりました。

家族信託における各人の役割

家族信託に必要な役割を以下のように割り当てて組成をしたものとしています。

母	息子	娘
・ 委託者兼受益者	・ 受託者 ・ 第一帰属権利者	・ 受益者代理人 ・ 第二受託者 ・ 第二帰属権利者

役割の詳細については、以下の資料もあわせてご確認ください。

「つむぎ関係者の役割について」

URL : https://monextrust.co.jp/docs/service/tsumugi/TMG_diagram.pdf